



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は国民健康保険料の計算方法について考えてみます。

昨年から、国民健康保険料の計算方法が大きく変わりました。今までは、**市県民税の金額を基**に国民健康保険料を計算していました。

平成25年分からは、全国的に、**世帯の所得金額を基**に国民健康保険料が計算されています。

今までは、国民年金や国民年金基金、小規模企業共済、確定拠出年金、各種生命保険料控除を使って所得税や市県民税の金額を節税して健康保険料を下げることができました。しかし今後はそれが難しくなりました。

国民健康保険は、個人事業主・零細企業・そこで働かれる従業員さんが加入しています。

しかし毎年、負担が増えています。今後は、所得税・住民税の負担が減り、消費税の納税や年金・健康保険料が増えて行きそうです。

国民健康保険の計算方法(名古屋市の場合)

具体例(世帯主45歳・配偶者42歳・子12歳)

世帯主(給与収入500万円(給与所得346万円))・扶養家族1名有り、配偶者(給与収入150万円(給与所得85万円))・扶養家族無し、子(収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

世帯主: 346万円(所得) - 33万円 - 33万円(独自控除額(障害者控除の対象となっていない扶養家族×1名)) = 280万円

配偶者: 85万円(所得) - 33万円 - 0円(該当する独自控除はなし) = 52万円

2. 国民健康保険料の計算

医療分・所得割額: 332万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額) × 0.0758 = 251,656円(A)

医療分・均等割額: 37,866円 × 3人 = 113,598円(B)

支援金分・所得割額: 332万円(加入者全員の「基礎となる所得額」の合計額) × 0.0281 = 93,292円(C)

支援金分・均等割額: 12,927円 × 3人 = 38,781円(D)

介護分・所得割額: 332万円(40歳から64歳の加入者の「基礎となる所得額」の合計額) × 0.0263 = 87,316円(E)

介護分・均等割額: 15,013円 × 2人(40歳から64歳の加入者) = 30,026円(F)

国民健康保険料: A+B+C+D+E+F=614,660円(10円未満切り捨て)

3. 非常にわかりにくいので、大雑把な計算方法は、下記のとおりになります。

$$\{ \text{世帯の所得金額の合計「 } \quad \text{」} - 33 \text{万円} \times \text{人数} \} \times 13\%$$

$$+ 6 \text{万円} \times \text{人数}$$

$$= \text{年間の国民健康保健料 (ただし上限年間77万円)}$$